

会 議 の 経 過

開 会 午前10時00分

令和4年1月5日

議 長（高橋拓生君）

皆様、おはようございます。

ただいまから、令和4年平泉町議会定例会を開会いたします。

令和4年平泉町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

明けましておめでとうございます。平泉町議会を代表しまして、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

初めに、いまだに収束に至らない新型コロナウイルス感染症にあっては、罹患された皆様、医療、福祉の最前線で奮闘されている関係者の皆様、そして、感染症の影響を受けられた全ての方々に心からお見舞い申し上げます。新型コロナウイルス感染症拡大防止に日々取り組んでいただいております皆様に対しましても、改めて感謝申し上げます。

近年、人口減少、少子高齢化の進展に加え、想定を超える自然災害、さらには社会構造の変化に伴い地域が様々な課題を抱える中、予想もしなかった新型コロナウイルス感染症の世界的な脅威に生命が脅かされ、社会経済状況に大きな大打撃を受けました。そして、私たちの生活様式は一変し、今こそウィズコロナ、アフターコロナの時代を見据えた新しいまちづくりが求められております。

二元代表制の一翼を担う議会では、町民の皆様が安心して暮らせる町を目指して、防災対策、子育て対策、医療福祉対策、教育対策など重要課題の解決に向け、住民の代表として多様な意見を集約し、執行機関と真摯な議論を積み重ねてまいります。

本年こそは、平穏な日常を取り戻し、夢と希望を持って皆様が前進できるよう、議員一同決意を新たに皆様と共に歩んでまいりたいと思います。引き続きご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

結びに、町民の皆様にとって、本年が希望に満ち、健康で、笑顔であふれる年になりますよう心からお祈り申し上げまして新年のご挨拶といたします。

次に、青木町長からご挨拶をお願いいたします。

青木町長。

町 長（青木幸保君）

新年明けましておめでとうございます。

新年に当たりご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、新たな希望を胸に新春をお迎えしたこととお喜びを申し上げます。また、日頃より、町政に対しまして、ご理解とご支援を賜りまして深く感謝を申し上げる次第であります。

輝かしい新年を迎える一方で、一昨年から続く新型コロナウイルス感染症の影響は、皆さんの生活や経済活動など多岐に広がっております。ワクチン接種につきましては、多くの町民の皆様にご理解とご協力をいただき、2回の接種率は91.4%となりました。改めて感謝を申し上げたいと思います。引き続き3回目の接種を行ってまいりますので、さらなるご理解とご協力をお願いを申し上げます。

さて、昨年は地域懇談会を開催いたしました。21行政区全てを回って開催できるのも、コンパクトな町であるからこそその強みであるというふうにも思っております。寄せられたご意見やご要望は地区ごとに様々ではありますが、区長を中心とした地域の皆様との対話を常に大切にしながら、一緒になって課題を解決してまいります。

また、今年はいよいよ新しい社会教育施設が完成をいたします。公民館と図書館と多目的ホールと、そして子育て機能を併せ持つ施設であります。多くの幅広い年代の皆様にご親しまれる町民のにぎわい交流拠点となるよう、7月のオープンに向けて万全の準備を進めてまいります。

待望の開通を迎えた平泉スマートインターチェンジは、観光の振興や産業の活性化などの効果が期待されております。周辺への企業誘致も進めながら、地域の新たな活性化につなげてまいります。

昨年からはスタートした第6次総合計画では、こうした町の強みや新しい魅力を生かしながら、将来像である「輝きつむぐ理想郷」を目指してまいります。明日の平泉をつくる主役は町民の皆様であります。まさにチーム平泉の力で持続できるまちづくりを推進してまいります。

このように、本年は、皆様とまいた種が芽を吹き、大きなつぼみをつける年になります。つぼみのように未来への夢と希望も膨らむ年にいたします。今年も町民と共に議会と両輪となってまちづくりを進めていく所存であります。今後ともお力添えをお願いを申し上げます。

結びになりますが、平泉町議会のますますのご発展と議員各位、平泉町民各位のご健勝とご多幸を心からお祈りし、新年の挨拶とさせていただきます。どうぞ本年もよろしく願いいたします。ありがとうございます。

議長（高橋拓生君）

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので会議は成立いたしました。

これから1月会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸報告を行います。

初めに、議長から諸般の報告を行います。

本定例会1月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告いたします。

定例会1月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたからご了承願います。

以上で、議長の諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定いたしました。

直ちに本日の日程に入ります。

議長(高橋拓生君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、7番、真竈光幸議員、8番、高橋伸二議員を指名します。

議長(高橋拓生君)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月27日までの357日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月27日までの357日間と決定いたしました。

議長(高橋拓生君)

日程第3、議案第1号から日程第6、議案第4号の条例案件3件、補正予算案件1件、合計4件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

青木町長。

町長(青木幸保君)

それでは、条例案件3件、補正予算案件1件、計4件につきましてご説明をいたします。

最初に、条例案件につきましてご説明いたします。

議案書5ページをお開きください。

議案第1号、(仮称)平泉町社会教育施設設置条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、6ページ記載のとおり、令和4年4月1日から指定管理を行う複合施設の正式名称を定めるとともに、指定管理者の行う業務の範囲等を明確にするため、所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案書7ページをお開きください。

議案第2号、平泉町公民館設置条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由でございますが、（仮称）平泉町社会教育施設設置条例の改正に伴い所要の整備を図ろうとするものでございます。

議案書9ページをお開きください。

議案第3号、平泉町立図書館設置条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由であります、（仮称）平泉町社会教育施設設置条例の改正に伴い所要の整備を図ろうとするものでございます。

次に、補正予算案件1件につきましてご説明を申し上げます。

議案書11ページをお開きください。

議案第4号、令和3年度平泉町一般会計補正予算（第9号）でございます。

令和3年度平泉町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,862万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ59億9,852万1,000円としようとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

議長（高橋拓生君）

これで説明を終わります。

お諮りします。

ただいま説明のあった議案につきましては、担当課長の補足説明を求め議決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように進めることに決定いたしました。

議案第1号、（仮称）平泉町社会教育施設設置条例の一部を改正する条例の担当課長の補足説明を求めます。

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

おはようございます。

それでは、議案書5ページをお開きください。

議案第1号、（仮称）平泉町社会教育施設設置条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

令和4年4月1日から指定管理を行う（仮称）平泉町社会教育施設の正式名称を定めるとともに、指定管理者の行う業務の範囲を明確にし、平泉町公民館及び平泉町立図書館の新施設への機能移転を円滑に行うため、所要の整備を図るものです。

参考資料は、1ページから3ページまでが新旧対照表、5ページから12ページまでが改正後の条例の原文となります。

それでは、参考資料の1ページをご覧ください。

議案第1号、(仮称)平泉町社会教育施設設置条例の一部を改正する条例新旧対照表となります。

初めに、施設の正式名称を社会教育施設の個別具体的な名称として平泉町学習交流施設と定め、条例の題名を「(仮称)平泉町社会教育施設設置条例」から「平泉町学習交流施設設置条例」に改めようとするものです。また、これに伴い、1ページの第1条から3ページの第23条にわたって、規定中の表記「社会教育施設」を「学習交流施設」に改めようとするものです。

次に、第3条におきまして、施設の構成を具体的に表記し、「公民館」を「平泉町公民館」に、「図書館」を「平泉町立図書館」にそれぞれ改めようとするものです。

次に、2ページをお開きください。

第11条におきまして、施設の使用料について定め、使用者が施設の使用料を納入する時期につきまして、「使用の許可を受けた際」から「使用するための申請を行うとき」に改めようとするものです。

次に、第16条におきまして、指定管理者が行う業務の範囲を明確にするとともに、指定管理の場合においても教育委員会が業務を行う場合を想定し、「指定管理者が行うものとする」を「指定管理者に行わせることができる」に改めようとするものです。

次に、3ページをお開きください。

下段に記載の附則におきまして、施行期日を施設の開館日となります「令和4年7月1日」から、指定管理の開始日となります「令和4年4月1日」に改めようとするものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、三枚山光裕議員。

6番(三枚山光裕君)

三枚山です。

3つほど。1つは、名称の問題です。別な場で、いわゆる社会教育ということを私も常々言ってきたわけですが、社会教育という言葉自体がどのぐらい認識、住民の中でというのがあるかと思えます。今、生涯学習という言葉もありますから。ただ、社会教育という言葉自体非常に大事、これができる過程からしてもだと思えるのですよね。私、教育委員会の議論の中では、この社会教育という言葉に触れて何か意見が交わされたのかなと思うのですが、その辺はどういう議論をされたのかというのが1つ。名称の問題です。

それから、いわゆる責任の明確化ということでありました。いわゆる「行うものとする」が「行わせることができる」という関係なのです。それで、これは平成30年か何かの、これは公営住宅の管理か何かの国からの文書だったと思うのですけれども、いろいろ個人の収入なんかの調査も行政が行わせるということができるといふふうな、たしかあったのですけれども、個人情報

の関係ですよね。たしか、この条例の個人情報の管理の問題があったと思うのですが、より深い個人情報というのをつかめる立場、指定管理者がなったりする、そこを行政側が求めるということもあるのかなと思うわけです。そういったところのいわゆる個人情報の保護という点では、しっかりとされるのかなというのが、ちょっとその辺がよく分からなかったというのが2つ目。

それから3つ目は、料金の徴収についてです。たしか申請時に納付するということになるというふうな説明を受けたと思います。それで、これは既に一関市なんかは指定管理が進んで、以前は、たしか申請し許可を受け、そして利用して支払うというふうな形だったと思うのですよ。今は、やっぱり1か月くらい前から申請ができて、申請時に支払うと。そして、利用したときに追加料金、例えば備品代少し使ったとか、あるいは冷暖房というの、いろいろとあったりして、それなんかで追加あったときに追加料金だけ払うという仕組みだったと思います。

そういうところがほかとの比較であって、一方で、早くから申請する。申請の段階で空いているということが条件になりますから、基本的には申請の段階で利用できるということになるのですけれども、納付して何らかの場合、利用しなかったという場合には、1か月前というのは一関の例ですけれども、還付しないと、どこにもありませんよね、公民館の利用料か何かに。そういったところの関係で、何らかの理由で利用できなかった場合には、では、利用料をそれでも払わなくては行けないのかという問題。町民、広く言えば利用者が不利益を受けないのかなというところですね。たしか、あとは県、ほかがそうだからという何か説明があったように記憶していますが、それで、基本的にはこの利用者が不利益を受けることはないのかということですね、3つ目は。

以上です。

議長（高橋拓生君）

岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

まず1点目の、社会教育施設から学習交流施設に名称を変更するという今回のことについて、教育委員会議の中で、10月の定例会の中で、この名称については教育委員の皆さんにいろいろ議論いただいたところです。その中で、まず複数案を提示させていただきました。まず1つは、にぎわい交流拠点、それから社会教育施設、つまり（仮称）を取る形での施設名、それから今の学習交流複合というような形での提案、人づくり複合というような施設名にも。その後に施設とかセンターとかというものをつくって説明書にするというようなところで4つほど案を示した中で、いろいろ議論をいただいたところですが、ご質問の社会教育という、教育という言葉は、どちらかという受け身というようなイメージ。

まず、学習というのは自ら主体的に学ぶというような印象がありまして、どちらかといいますと町民のそういう活動拠点でもありますので、自らの創意工夫によって、いわゆる市民活動的な部分を重視しまして学習というふうな、教育ではなくて学習を使っては行かないかというようなことがありましたし、また、トータルの意見としましては、どのような場所なのかが分かるような名前がよいということをお前提に、今回、具体的な名称ということで学習交流施設ということにし

たのですが。さらには、その学習と交流というのが入ったという経過につきましては、条例にも記載しておりますこの施設のコンセプトとして、人づくりの場、学びの場、情報交換の場、コミュニティの形成、交流の場という言葉がございますけれども、このうちの学びの場と交流の場というところを引用しまして、コンパクトに学習交流施設というふうに決定したところでございます。

それから2点目の、個人情報の取扱い、今回の教育委員会がいろいろ関与して業務を行っていくということですが、こちらの個人情報については、やはり上位法であります個人情報保護法であるとか、あるいは平泉町でも条例化しておりますが、指定管理事業者におきましてもそれぞれ、具体的には協定の中で協定書を、これから協定を交わすわけなのですけれども、その中で、個別具体的に個人情報の取扱いがどのような部分に及ぶかというようなものを協議する中で、どのようにしたらいいかというのは、具体的に指定管理者と平泉町教育委員会の中で確認して対応してまいりたいというふうに思います。いずれ、基本的には法令等で定められたとおり、厳粛に対応してまいりたいというふうに考えております。

それから最後の、使用料のキャンセルというか、申請時にいただくということが前提になっておりますので、万が一使用しなかった場合の不利益をどのように考えるかということですが、これは、やはり天災とかいんなやむを得ない事情というのが必ずあると思います。

ですがいまして、そういった場合は、こちらでも、そのまま申請料は、申請時にいただいたものはお返しするようにはなるとは思います。いわゆる土壇場でのキャンセルというか、連絡もなしのキャンセルとか、そういう第三者が見ても特にこちらが使用料を返還するようなものではないというような判断があるとすれば、そのまま返還はしないというふうに考えております。ですので、今申し上げたとおり、やむを得ない事情、天災等それから事故等によって開催ができないとか、使用ができないというような事情があれば、そういうことであれば返還するようなことを配慮してまいりたいというふうに思います。

議 長（高橋拓生君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議 長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

議案第2号、平泉町公民館設置条例の一部を改正する条例の担当課長の補足説明を求めます。
岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書7ページをお開きください。

議案第2号、平泉町公民館設置条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

本件は、平泉町公民館設置条例につきまして、（仮称）平泉町社会教育施設設置条例の一部改正に伴い所要の整備を図ろうとするものです。

参考資料は、13ページが新旧対照表、15ページから21ページまでが改正後の条例の原文となります。

それでは、参考資料の13ページをお開きください。

議案第2号、平泉町公民館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表となります。

初めに、第11条におきまして、施設の使用料について定め、使用者が施設の使用料を納入する時期について、「使用の許可を受けた際」から「使用するための申請を行うとき」に改めようとするものです。

次に、第16条におきまして、指定管理者が行う業務の範囲を明確にするとともに、指定管理の場合においても教育委員会が業務を行う場合を想定しまして、「指定管理者が行うものとする」を「指定管理者に行わせることができる」に改めようとするものです。

また、附則におきまして、施行期日を（仮称）平泉町社会教育施設の開館日となります「令和4年7月1日」から、同施設の指定管理の開始日となります「令和4年4月1日」に改め、併せて経過措置の基準日についても施行日に改めようとするものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長（高橋拓生君）

起立全員です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議長（高橋拓生君）

議案第3号、平泉町立図書館設置条例の一部を改正する条例の担当課長の補足説明を求めます。
岩淵教育次長。

教育次長（岩淵嘉之君）

それでは、議案書9ページをお開きください。

議案第3号、平泉町立図書館設置条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。
本件は、平泉町立図書館設置条例について、（仮称）平泉町社会教育施設設置条例の一部改正に伴い、所要の整備を図ろうとするものです。

参考資料は、23ページが新旧対照表、25ページから29ページまでが改正後の条例の原文となります。

それでは、参考資料の23ページをお開きください。

議案第3号、平泉町立図書館設置条例の一部を改正する条例新旧対照表となります。

初めに、第7条におきまして、指定管理者が行う業務の範囲を明確にするとともに、指定管理の場合においても教育委員会が業務を行う場合を想定し、「指定管理者が行うものとする」を「指定管理者に行わせることができる」に改めようとするものです。

次に、附則におきまして、施行期日を（仮称）平泉町社会教育施設の開館日となります「令和4年7月1日」から、同施設の指定管理の開始日となります「令和4年4月1日」に改めまして、併せて経過措置の基準日についても施行日に改めようとするものです。また、別表（第5条関係）に規定する開館時間につきまして、住民サービス向上の観点から、開始時間を「午前10時」から「午前9時」に改めようとするものです。

説明は以上です。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（高橋拓生君）

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（高橋拓生君）

討論なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長(高橋拓生君)

議案第4号、令和3年度平泉町一般会計補正予算(第9号)について、担当課長の補足説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長(菅原幹成君)

それでは、議案書11ページをお開きください。

議案第4号、令和3年度平泉町一般会計補正予算(第9号)につきまして、補足説明をさせていただきます。

それでは、議案書12ページをお開きください。

第1表。

歳入歳出予算補正の補正額でご説明いたしますが、款項同額の場合は項の補正額で説明いたします。

初めに、歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金4,861万8,000円、これは子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金の増額でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金2,000円、これは財政調整基金繰入金の増額でございます。

歳入合計補正額4,862万円でございます。

次に、歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費4,862万円、これには子育て世帯への臨時特別給付金(追加給付金)4,855万円の増額が含まれております。

歳出合計補正額4,862万円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長(高橋拓生君)

これで担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(高橋拓生君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (高橋拓生君)

討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議 長 (高橋拓生君)

起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議 長 (高橋拓生君)

これで本日の日程は全て終了しました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもちまして、令和4年平泉町議会定例会1月会議を閉じます。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時33分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 高 橋 拓 生

署名議員 真 籠 光 幸

同 高 橋 伸 二